

令和4年第2回北海道議会定例会 一般質問 開催状況（公安委員会・警察本部）

開催年月日 令和4年6月22日（水）
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 議員
 答弁者 公安委員会委員長 小林 ヒサヨ
 警察本部長 扇澤 昭宏

質問要旨	答弁要旨
<p>九 公安問題について （一）選挙演説中におけるやじへの対応等について 2019年7月の参院選で当時の安倍晋三首相の街頭演説にやじを飛ばして道警察の警察官に排除された市民2人が提訴した国家賠償請求訴訟で、札幌地裁は道警察側の主張を退け、警察官の排除行為は、警職法に照らして違法だと断じる判決を下しました。</p> <p>1 控訴判断について 知事及び公安委員長は、判決文を一度でも読まれたのでしょうか。 判決をどのように受け止めたのでしょうか、併せて伺います。 公安委員会において、控訴についてどう議論されたのでしょうか、公安委員長に伺います。</p> <p>2 表現の自由に基づく警備のあり方について 判決は「安倍総裁の街頭演説の場にそぐわないものと判断して、当該表現行為そのものを制限し、また制限したものと推認せざるを得ない」とし、道警察の過剰警備が司法によって断罪されました。 警察本部長は、判決をどう受け止めたのですか、伺います。 道警察の排除行為が違法と判決は明確に示しました。 警察本部長は、指摘を厳粛に受け止め、表現の自由と法に基づく警備へと改善すべきだと考えますが、見解を伺います。</p> <p>（再質問） 九 公安問題について （一）選挙演説中におけるやじへの対応等について 道警察の政治的中立が否定される判決が出され、道警察から報告を受けた公安委員会において、どのような意見が表明され、議論が行われたのでしょうか。 それとも何も議論しなかったのですか、公安委員長に伺います。 公安委員長、警察本部長は、これまで「警察の職務に疑念を抱かれないように」と答弁しています。 少なくとも警察の政治的中立性について疑念が抱かれ、地裁判決で表現の自由を脅かしたと指摘されたこと自体は重く受け止めるべきではありませんか、公安委員長及び警察本部長に伺います。</p>	<p>（公安委員会委員長） 判決に対する受け止めについてであります。公安委員会として、判決文そのものを確認したものではありませんが、道警察からも詳細に報告を受けるなど、その内容については承知いたしております。 控訴については、道警察から判決に不服があるため控訴をする旨、事前に報告を受けたところであり、その際、道警察に対しては、法と証拠に基づいて適切に主張・立証を行うよう指導したところでございます。</p> <p>（警察本部長） 判決に対する受け止めについてであります。判決においては、当方の主張が受け入れられなかったため、控訴したものであります。 道警察といたしましては、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行するとともに、現場の状況に応じて、法律に基づき必要な措置を講じてまいります。</p> <p>（公安委員会委員長） 公安委員会における意見についてであります。道警察から詳細に判決の内容について報告を受け、法と証拠に基づいて適切に主張・立証を尽くすよう指導したところでございます。 判決で指摘されたことについては、今後とも、不偏不党かつ公平中性を旨として適正に職務を遂行することについて、指導を行ってまいります。</p> <p>（警察本部長） 判決で指摘されたことについてであります。繰り返しになりますが、道警察といたしましては、警察の政治的中立性に疑念をいだかれることのないよう今後とも、不偏不党かつ公平中性を旨として職務を遂行するとともに、現場の状況に応じて、法律に基づき必要な措置を講じてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(指摘)</p> <p>公安委員会において、委員長をはじめ各委員から何らの疑問や意見表明も行われなかったことは、道警察の対応を無批判に追認しているだけであり、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを標ぼうする公安委員会の目的と相反する姿勢だと言わざるを得ません。</p> <p>警察本部長には市民の表現の自由を侵害したという自覚がなく、公安委員長には道警察のチェック機能を果たそうという姿勢が感じられません。</p> <p>このような姿勢こそ道民に警察が疑念を抱かれる要因となっていることを重く受け止めるべきだと強く指摘します。</p>	